令和4年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

- (1) 大気環境の監視、調査の推進
 - ② 光化学オキシダント注意報発令時等の迅速な対応

(1) 事業目的

知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合、 大気汚染防止法に基づき注意報等を発令し、一般に周知することとされています。

また、近年、微小粒子状物質 (PM2.5) ※1 濃度の上昇が度々観測され、平成25年1月以降、県民の関心が高まってきたことから、環境省が平成25年3月に取りまとめた「注意喚起のための暫定的な指針」に基づき、指針値(日平均値70μg m³)を超えると予想される場合、県民に対し注意喚起を実施することとし、市町村、関係機関との連絡体制等を整備しています。

(2) 取組状況

令和3年度の注意報発令、注意喚起の実施状況は次のとおりです。

- ① 光化学オキシダント注意報の発令はありません。
- ② 微小粒子状物質 (PM2.5) 注意喚起の実施はありません。

《用語解説》

※1 微小粒子状物質 (PM2.5)

大気中に浮遊する粒子状物質で粒径が 2.5μ m以下のものです。肺の奥まで入りやすく、肺がん・呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379